

あしなが育英会 大学奨学金の申し込みに必要な書類

提出書類のチェック表

- 裏面の「奨学生申請に必要な書類」をよく読んで準備してください。
- 新型コロナウイルスの影響で大学に登校できない場合は、郵送で取り寄せるなどしてください。
- 準備ができたなら、書類がそろっているか以下のチェック表を見ながら確認してください。
- 封筒に書類を入れて、切手を貼って、ポストに入れてください。
(切手の料金不足によって申請が遅れないよう注意してください)
- しおりをホームページからダウンロードした場合は封筒がありませんので、普通の封筒に入れて送ってください。
送り先は「大学奨学生在学募集のしおり」の1ページ目(表紙)に書かれています。
- 申請のしめきりは、5月20日(消印有効)です。
- わからないことがあれば、あしなが育英会奨学課(0120)77-8565にお電話ください。

保護者が亡くなったご家庭	
提出書類	チェック欄
大学奨学生申請書 (同封の用紙・両面) ・記入忘れはありませんか？ ・裏面の下に2ヶ所押印しましたか？	☐
誓約書及び振込指定依頼書 (同封の用紙・片面) ・誓約書に押印しましたか？	☐
在学証明書・大学奨学生推薦書 奨学金振込指定口座 ・同封の用紙を使っていますか？ (別紙では受け付けられません)	☐
奨学金を送金する ゆうちょ銀行の通帳コピー (白黒コピー)	☐
所得証明書 もしくは生活保護受給証明書 (市区町村役場発行のもの)	☐
こせきとうほん 戸籍謄本 ※あしなが高校奨学生は不要 (家族全員記載のもの)	☐

※あしなが高校奨学金に申請した時から内容に変更があった場合は、提出してください。

保護者が障がいを負っているご家庭	
提出書類	チェック欄
大学奨学生申請書 (同封の用紙・両面) ・記入忘れはありませんか？ ・裏面の下に2ヶ所押印しましたか？	☐
誓約書及び振込指定依頼書 (同封の用紙・片面) ・誓約書に押印しましたか？	☐
在学証明書・大学奨学生推薦書 奨学金振込指定口座 ・同封の用紙を使っていますか？ (別紙では受け付けられません)	☐
奨学金を送金する ゆうちょ銀行の通帳コピー (白黒コピー)	☐
所得証明書 もしくは生活保護受給証明書 (市区町村役場発行のもの)	☐
こせきとうほん 戸籍謄本 ※あしなが高校奨学生は不要 (家族全員記載のもの)	☐
障がいに関する証明書 ※あしなが高校奨学生は不要 (障害者手帳・保健福祉手帳・年金裁定通知書・障害年金証書などのコピー)	☐

奨学生申請に必要な書類

1. 大学奨学生申請書（同封の用紙）

- ・「大学奨学生申請書の記入見本（表）（裏）」を参考にして、黒または青のインクの消せないボールペンでご記入ください。

2. 誓約書及び振込指定依頼書（同封の用紙）

- ・「誓約書及び振込指定依頼書の記入見本」を参考にして、ご記入ください。

3. 在学証明書・大学奨学生推薦書 奨学金振込指定口座（同封の用紙）

- ・在学証明書・大学奨学生推薦書は、学長または学部長の推薦を受けてください。
必ず同封のあしなが育英会の書式を使ってください。

4. 奨学金を送金する「ゆうちょ銀行の通帳コピー」

- ・同封の「ゆうちょ銀行口座記入の注意」の説明書のとおり、奨学金を送金する「ゆうちょ銀行の通帳コピー」を提出してください。
- ・口座は「通常貯金口座」にしてください。それ以外の「貯蓄口座」などには送金できません。

5. 所得証明書（生活保護を受けている家庭を除く）

- ・保護者（父と母2人と同一生計の場合は両方）の所得証明書を市区町村役場でとってください。
- ・保護者が収入を得ていない場合は、「所得なし」「非課税」「課税台帳に記載なし」の証明書を市区町村役場でとってください。
- ・所得証明書の発行は、市区町村役場の市区町村民税をあつかう課などで受けられます。
- ・申請する時に市区町村役場でとれる最新のものをとってください。
- ・源泉徴収票ではありません。

6. 生活保護受給証明書（生活保護を受けている家庭のみ）

- ・生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書を必ず提出してください。
- ・生活保護受給証明書の発行は、市区町村役場または福祉事務所で受けられます。

7. 戸籍謄本（こせきとうほん。戸籍抄本ではありません）あしなが高校奨学生は不要

- ・保護者が亡くなっている場合はその事項が記載してあるかご確認ください。
- ・戸籍謄本は、本籍地の市区町村役場でとってください（郵送でも発行手続きが可能です）。
- ・外国籍の方は住民票をとってください。
- ・保護者が障がいを負っている場合も家族全員記載の戸籍謄本を提出してください。
※戸籍謄本は保護者の死亡や申請者との親子関係を確認するうえで必要な書類ですので、提出にご理解ください。

8. 保護者の障がいに関する証明書（保護者が障がいを負っている場合のみ）あしなが高校奨学生は不要

①次の場合は、都道府県知事等発行の障害者手帳または保健福祉手帳のコピー

- ・身体障害者福祉法による第1～5級の障害認定を受けている場合
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による第1～3級の障害認定を受けている場合

②次の場合は、障害等級が明記してある年金裁定通知書のコピーまたは障害年金証書のコピー

- ・国民年金法による障害基礎年金を受けている場合
- ・厚生年金保険法による障害厚生基礎年金を受けている場合
- ・労働者災害補償保険法等による第1～5級の障害補償年金を受けている場合

①と②両方にあてはまる場合は、等級が上の方（同じ場合は障害者手帳）のコピー

申請についてわからないことがあれば、あしなが育英会奨学課にお問い合わせください。